

豊明市教育委員会 会議録

「定例会 令和7年8月」

令和7年8月26日（火）午前10時00分、豊明市教育委員会8月定例会は、豊明市役所新館3階教育委員会室に招集された。

1 応招委員は、次のとおりである。

教 育 長	:	藤 井 和 久	教育長職務代理者	:	長 山 加 代 子
委 員	:	青 木 睦	委 員	:	井 戸 貴 子
委 員	:	南 寿 樹			

2 不応招委員は、次のとおりである。

な し

3 出席委員は、次のとおりである。

教 育 長	:	藤 井 和 久	教育長職務代理者	:	長 山 加 代 子
委 員	:	青 木 睦	委 員	:	井 戸 貴 子
委 員	:	南 寿 樹			

4 欠席委員は次のとおりである。

な し

5 会議事件説明のため出席を求めたものは、次のとおりである。

教 育 部 長	:	浅 井 俊 一	学 校 支 援 室 長	:	山 田 秋 男
学 校 教 育 課 長	:	秋 永 亘 正	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	:	矢 野 優
生 涯 学 習 課 長	:	山 田 隆 貴	図 書 館 長	:	水 野 美 樹

6 本会の事務に従事したものは、次のとおりである。

事務局（主事補）松 岡 美 智 代

本会事件は、次のとおりである。

議案

- (1) 豊明市条例の制定について
- (2) 教育委員会補正予算(案)について
- (3) 財産の買入れについて

報告

- (1) 各種委員の委嘱について
- (2) 教育委員会の活動の点検及び評価の結果に関する報告書について
- (3) 教育委員会後援申請について

その他

- (1) 令和7年度豊明市の教育について

開会宣言 午前10時00分、8月定例教育委員会の開催を宣言。

会議録承認 7月定例会(7月24日分)の会議録について、承認する旨確認。

教育長 それでは、私から先回の定例教育委員会後の報告をさせていただきます。

前回の定例教育委員会にてお話ししましたスマートフォン条例案について、昨日豊明市議会に上程しました。メディア等で大きく報道されているところですが、なるべく正しい情報を伝えるため、報道翌日に市のHPに補足文書を掲載しています。この件に関して、市外の方からの電話が多く、担当課の負担軽減のため、今日からは全課体制で電話対応を始めました。論点として、スマートフォンの利用について市が各家庭に言及する必要があるのか、1日2時間の規制をするかどうかが挙げられています。こういった条例案を提出しマスコミで取り上げられたことによって、スマートフォンのあり方について、多くの方が個人的に考える機会となっていると思いますので、そういった意味では条例化してよかったと感じています。1日に2時間としたのは、厚生労働省の見解を参考に睡眠時間を考慮すると、平日の余暇時間はおよそ6時間とされ、入浴や、食事等の時間を差し引くと2時間位が1日のスマートフォンの利用時間として適切なのではないかと考えました。昨日私が見ましたニュースでは、少なくとも小中学生の利用は2時間程度が望ましいと、市外の精神科医師が個人的なお考えではありますが話していました。こういった条例案の作成により、子どもたちも含めて家族で話をする時間を作ってもらいたいと思いますし、何よりも長時間のスマートフォンの利用については少し考えていただきたいというねらいがあります。市民の方からは賛成の声はお聞きますが、反対の声は個人的には聞いていません。ただし実際のスマートフォンの使用時間を見ると、2時間以内に留めるのが難しいという話をお聞きしています。

来週月曜日から2学期が始まりますが、当面の間相当暑い日が予想されています。学校生活が再開し、普段と異なる環境で生活を送ることは児童生徒にとって負担が大きいと思いますので、その辺について注意喚起を促していきたいと思います。

令和7年9月末に長山教育委員が2期、8年間の満了となりますため、八尋久美子さんを新しい教育委員として昨日豊明市議会に上程しまして、承認されました。長山委員には豊明市の教育関係に多大なるご尽力をいただきました。今後も引き続きご意見等をいただければ幸いです。

私からは以上です。今の報告につきまして、ご意見ご質問等がありますか。（なし）

議 事 の 経 過

教育長 それでは議事に入ります。議案（１）「豊明市条例の制定について」説明をお願いします。

教育部長 （資料第１号に沿って説明を行う。）

教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見ご質問等ありますか。

委員 豊明市スマートフォン等の適正使用の推進に関する条例について、周りの方からは賛成意見や市長へ頑張ってと伝えてほしいといったお考えを聞いています。また短絡的に言葉を取れば、スマートフォンの使用は１日２時間に規制すると捉えてしまいましたが、実際に条例案を読み詳細やその思いを知ると、そうではないことがわかります。現状の説明では内容について誤解が生じてしまう可能性があり、その誤差が激しく生じているようです。条例案が市から市民へ押しつけるものではあれば反対しますが、そうではない点には賛成しています。周りの方へ正しい情報を伝えていきたいと思います。

委員 第８条に「市は、スマートフォン等の適正使用に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。」とありますが、必要な財政上の措置というのはどういうものを意図していますか。

教育部長 今回の条例は、例えば「歯と口腔の健康づくり推進条例」のような、こう考えていきたいと思いますという理念条例としています。条例を推進するにあたり、一般的な予算措置を考慮し、具体的には講座や講演会等のＰＲ費等を想定しています。

委員 周りの方との意見交換の中で、「自分でもスマートフォンについて考えるきっかけになる。」、「ふと気づいたら、すごく長い時間自分がスマートフォンを見たり触っている時があり、その時にちょっと置いてみようとするきっかけになる。」、「子どもだけでなく、大人でもスマートフォン使用時間が子どもより長い人がいるでしょうし、スマートフォンの使用により親子や夫婦の会話等いろんな時間が削られている。」という意見がありました。問題提起をしてもらうことによって自分たちも意識するようになり、様々な場面でスマートフォンの使用について向き合おうと思いましたし、周りの方も同じように言

っていました。他市の方からの意見が多いとのことですが、豊明市は豊明市として適切に取り組めばよいと思いました。

委員 子育てに前向きな方は受け止め方が肯定的でした。私たちはこれまでの背景を知っているので理解できますが、多くの方は罰則がないものをあえて条例にする意義はあるのか、条例によって実際どうなるのか等疑問を持つのではないのでしょうか。条例にする必要がないと否定的に捉えれば、そのまま行動に移すことは難しいでしょう。背景まではなかなか伝わらない点が難しいと感じました。色々な方から聞かれる機会が多いので、他の委員がお話しされていたように、趣旨を理解している私たちが条例の背景を間違えることなく、上手に伝えながら、ゆっくりと浸透していけばよいと思います。

委員 条例案が議会で可決された際には、教育委員会として各家庭向けに、「条例を受けて地域全体で注意していきませんか。」というメッセージを出しますか。

教育長 唐突にこの条例案が出て、疑問等を抱いている人が多いでしょうし、そもそもなぜこの条例を作ったのか、本当はこういうことを中心にお願いしたいという点を、わかりやすくお伝えする必要があると考えています。今後市長と相談し、可決された際には文書の発出を考えていきます。その他にご質問等よろしいですか。（なし）では、議案（１）「豊明市条例の制定について」承認される方は、挙手をお願いします。（全員挙手）それでは、承認いたします。では、議案（２）「教育委員会補正予算（案）について」説明をお願いします。

学校教育課長、学校給食センター所長、生涯学習課長、図書館長 （資料第２号に沿って説明を行う。）

教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見ご質問等ありますか。

委員 スポーツ賞表彰式での講演会の実施について、講演者１人に今回の金額を支払うのでしょうか。また、講演会は市民の誰もが参加できるのでしょうか。

生涯学習課長 スポーツ講演会費用につきましては、講演者のマネジメント会社へ依頼し、講演者への講演料と交通費分をお支払いする予定です。会場は文化会館大ホールを予定してまして、表彰される方とそのご家族がおよそ１００人、それを除いて７００人程度が市民の参加者の予定です。参加者の募集方法は今後検討し、反響が大きいようであれば、先着順または応募者多数の場合は抽選の募集を考えていきます。

委員 部活動地域移行について、東邦ガスとの実証実験の経過を教えてください。

生涯学習課長 その後実施報告会や担当者にお尋ねし、東邦ガスの社員は一部の競技種目の指導はできるけれど、他の競技種目は指導ができないこと、コーディネート業務については対応ができないこと、部活動顧問の教職員がいるうえで指導している状況であることを確認しました。豊明市の場合は、学校と切り離れた土日の部活動地域移行を想定

していますので、部活動顧問の教職員の設置は想定しづらく、現段階で東邦ガスとの実証実験に参加することが難しいため、民間委託による部活動地域展開運営事業を提案いたしました。

委員 実証実験について詳しく教えてください。

生涯学習課長 他市で実証実験として、部活動地域移行に東邦ガスの社員が指導者として参加しています。競技種目は、バレーボール、ソフトボール、剣道です。競技経験者、未経験者がそれぞれ指導にあたり、実証実験を行っています。今回は民間企業のプロポーザルを実施し運営事業を開始する予定ですが、実証実験から完全に手を引いたわけではなく、実施できるか検証を継続し繋がりを持った状態で、費用面等を考慮し今後受け皿になっていただけるようであれば、2年半後の委託契約終了後に検討の材料として考えていきたいと思っています。

委員 入札に関しては公正にお願いします。また賛成としての意見ですが、多額の費用をかけて土日の部活動を民間委託ですべて行う際には、説明会を行うだけでは児童生徒が安心して実施できるのかが心配です。現在の部活動と同等の体制を続けていただきたいです。

生涯学習課長 入札の仕方、選定方法はプロポーザルを予定しています。こちらが求めている条件がありますので、それに合致する必要があります。プロポーザルには何社かに参加していただける意向が今のところあると伺っていますので、ある程度競争も働きますし、こちらの条件を反映していただけたらと思います。平日の部活動は引き続き学校を中心として、部活動顧問の教職員が継続していくことになります。既に運営事業委託を開始している近隣市では、中学校に平日の部活動の統括指導員を設置して、生徒が抱えるトラブルや部活動の指導に問題がある場合には双方の担当者できちんと打ち合わせをしたうえで、休日の活動に臨んでいただくそうです。双方が情報を知らない状態では、必ずトラブルが起こると思いますので、土日の部活動で地域移行を始める際には、連絡体制をきちんと確立していただくことが条件の1つであると思います。

教育部長 高い費用を投入しますので、予算上この先ずっと民間運営事業委託を続けていくかどうかは未定であると現段階では思っています。他の方法を模索しながら、世の中の流れや国の方針に対応して、今の部活動を続けられるような体制を整えていきます。このような事情があり、今回は短期間での契約を予定しています。費用の負担を考えると、例えば将来的には中学校毎に行われる同競技種目の部活動については、土日はどこかの学校に集まってもらい、そこで合同で開催する等今後も継続できる方法を、この半年間で検討していきます。

教育長 その他に質問等よろしいでしょうか。（なし）では、議案（2）「教育委員会補正予算（案）について」承認される方は、挙手をお願いします。（全員挙手）それでは、承認といたします。では、議案（3）「財産の買入れについて」説明をお願いします。

学校教育課長 （資料第 3 号に沿って説明を行う。）

教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見ご質問等ありますか。（なし）では、議案（3）「財産の買入れについて」承認される方は、挙手をお願いします。（全員挙手）それでは、承認いたします。議案は以上となりますので、報告に移ります。報告（1）「各種委員の委嘱について」説明をお願いします。

学校給食センター所長 （資料第 4 号に沿って説明を行う。）

教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見ご質問等ありますか。

委員 学校給食について、現在アレルギー対応の児童生徒はどのくらいいますか。

給食センター所長 今年度の 5 月 1 日現在で、小学生では卵アレルギーは 27 人、乳アレルギーは 23 人、中学生では卵アレルギーは 10 人、乳アレルギーは 9 人います。アレルギー対応調理室に関しては、100 人程度まで調理できるスペックで現在設計をしていますので、現状の人数であれば問題なく対応できると思います。

委員 卵、乳以外のアレルギーを持つ児童生徒の人数は把握していますか。

学校給食センター所長 小学生では小麦アレルギーは 1 人、エビアレルギーは 15 人、その他のアレルギーは 46 人、中学生では小麦アレルギーはなし、エビアレルギーは 16 人、その他のアレルギーは 109 人います。

委員 食物アレルギーの対応について、これは誰に向けてのマニュアルでしょうか。

学校給食センター所長 背景及び目的で説明しましたとおり、教職員が間違いなく児童生徒に学校給食を提供するためのマニュアルで、学校現場の教職員向けになります。その中に一部給食センターの調理で気をつける内容があり、その内容も含めています。調理の部分に関しては、学校給食センターで別途作成する予定です。

教育長 その他にご質問等よろしいでしょうか。（なし）では、続きまして報告（2）「教育委員会の活動の点検及び評価の結果に関する報告書について」説明をお願いします。

学校教育課長、学校支援室長、学校給食センター所長、生涯学習課長、図書館長 （資料第 5 号に沿って説明を行う。）

教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見ご質問等ありますか。

委員 25 ページの評価員の意見に、「中学校の校内教育支援センターの設置は生徒にとってハードルがやや高いことが懸念されている。」とありますが、この点について教えてください。

学校支援室長 不登校の生徒はなかなか学校へ行けない中で、設置した場所が学校内の施設になることがハードルとなっているという意味です。場所を工夫するとよいということです。

委員 それは体育館や保健室であればよいのでしょうか。

学校支援室長 別の敷地が理想ではあります。

委員 フレンドひまわりとは別の場所でしょうか。

教育長 不登校の児童生徒はそもそも学校へ行きづらいので、校内に教育支援センターを設置してもなかなか行きづらいという考えがあります。そのため、学校の外にあるとよいのですが、なかなか学校毎に施設は作れません。最近では、玄関からすべて別ルートにして、通常学級とは離れた場所に校内教育支援センターを設置している学校もあります。しかし、豊明市の学校では適当な場所がなく、玄関から別にして離れた場所に校内教育支援センターを作ることは実際には難しいです。不登校になりかけていて、教室へ入りづらい児童生徒には、校内の教育支援センターが行きやすいと思いますし、完全に登校が難しい児童生徒にとっては、校内の教育支援センターは相当にハードルが高く、別の場所に施設があるとよいのですが、フレンドひまわりは場所等通いにくいという問題があります。また別室としての運営している校内教育支援センターと、フリースクールとして運営している校内教育支援センターがありまして、今回ご意見をいただいたのは、フリースクールとして運営している校内教育支援センターについてです。現在は校舎内に設置されているので、より行きやすい場所という意味で、体育館や保健室等の各種施設の活用と書いてあります。その他、ご意見等よろしいでしょうか。（なし）では、続きまして報告（３）「教育委員会後援申請について」説明をお願いします。

学校教育課長、生涯学習課長 （資料第６号に沿って説明を行う。）

教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見ご質問等ありますか。（なし）では、続きましてその他（１）「令和７年度豊明市の教育について」説明をお願いします。

学校教育課長 （その他資料①に沿って説明を行う。）

教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見ご質問等ありますか。

委員 ２２ページの学校体育施設スポーツ開放の利用率について教えてください。

学校教育課長 各学校の施設毎に、開放日数の中で何日利用があったのかの利用割合です。運動場や体育館は比較的利用率が高く、武道場は利用率が低い状況です。

委員 体育館の夜間利用は何時から何時まででしょうか。

学校教育課長 午後７時から午後９時までの利用です。

教育長 その他、よろしいでしょうか。（なし）では、次回の教育委員会の日程についてお願いします。

学校教育課長 令和７年９月２６日（金）午前１０時００分から９月定例教育委員会を、令和７年１０月３０日（木）午前１０時００分から１０月定例教育委員会を、開催する旨提出。）

教育長 その他にございますか。（なし）

閉会宣言 午前１１時４３分、８月定例教育委員会の閉会を宣言。